

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 3 日現在

機関番号：84604

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2013

課題番号：21520782

研究課題名(和文) 古代律令国家の官衙と寺院の占地に関する比較研究

研究課題名(英文) Comparative Study of Location of Ancient Temples and Government Offices in Japan

研究代表者

小澤 毅(OZAWA, Tsuyoshi)

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所・埋蔵文化財センター・遺跡・調査技術研究室長

研究者番号：00214130

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：日本の古代律令国家の官衙と寺院が、宮殿や都城を含めて、占地の面でいかなる特質をもち、相互にどのような関係にあったのか、そしてどう変化したのかを検討し、律令支配体制の一つの表徴たるこれらの施設が果たした役割を考察した。また、古道に関するデータの収集と分析をつうじて、直線道路の整備過程と条坊制都城などの官衙や寺院の造営、さらには後・終末期古墳の占地との関係を整理し、従来の学説を一部修正する成果を得た。

研究成果の概要(英文)：Through the location of temples and government offices in ancient Japan based on Ritsuryo statute, I examined their characteristics, the relationships to each other and the changes due to age. And I discussed the roles of temples and government offices that were appearing on the surface of Ritsuryo control system. In addition, through the collection and analysis of data on ancient roads, I estimated the process of constructing those straight roads and investigated the relationship to building temples and government offices including capital cities with grid system. Further, I organized the location of ancient tombs in the 7th century, and corrected the previous theory about the relationship to ancient roads and capital cities.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学・考古学

キーワード：考古学 寺院 官衙 占地

1. 研究開始当初の背景

日本古代の宮殿の所在については、『日本書紀』『古事記』をはじめとする史料にもとづき、現地への比定がおこなわれてきた。しかし、現在の研究水準に照らせば妥当とはいえない比定も少なくなく、一方で近年の考古学的調査の進展は、この分野に関しても多くの成果をもたらしている。

そこで、筆者は、平成 16～19 年度の科学研究費補助金(基盤 C)の交付を受けて、発掘遺構および地理的な諸条件と文献史料の再検討をつうじ、これまで不明であった 7 世紀以前の宮殿の所在を具体的に復元する作業をおこなった。そして、占地の面を中心に、宮殿としての通有の特徴や時代・地域によるその変化についても考察を加えた(小澤毅・入倉徳裕『古代の宮殿および官衙の占地に関する復元的研究』2008 年)。また、中央の官衙と地方官衙の一部についても資料の収集を開始している。

本研究は、そうした蓄積にもとづき、検討の対象を本格的に地方官衙全体に広げるとともに、従来、十分に検討できなかった中央および地方の寺院を加えて、広く官衙と寺院を通観した研究とすることを意図した。

実際、最近の地方官衙遺跡における調査事例の増加は著しく、良好な資料が数多く蓄積されつつあるが、それをめぐる研究の多くは、構造の把握といかなる官衙に相当するかという、個々の遺跡の性格究明や政治史的位置づけに主眼が置かれているのが実情であった。この点は、長く地方官衙研究の牽引車としての役割を果たしてきた山中敏史『古代地方官衙遺跡の研究』(1995 年)や奈良文化財研究所『古代の官衙遺跡』(2003 年・2004 年)、同『地方官衙と寺院』(2005 年)にあっても例外ではない。

したがって、これらの研究成果を踏まえつつ、本研究が目的とする占地面での検討を加え、官衙と寺院それぞれの分析と相互の比較を重ねることで、律令制を支えた施設群の立地的特性とそれが果たした政治的機能をより深く解明することが期待された。

2. 研究の目的

本研究は、日本の古代律令国家における官衙と寺院がいかなる場所に造営され、占地上どのような関係を有していたかを広汎な視点から検討し、律令支配体制の一つの表徴たるこれらの施設の立地面での特性を探るとともに、それが果たした政治的役割を解明することを目的としている。

平成 16～19 年度の研究では、恒久的な都城が出現する 7 世紀以前の宮殿の占地に関して、具体的な宮地の復元と分析をおこない、それらに共通する特徴や時代による変化をたどることができた。本研究は、そうした成果にもとづき、検討の対象を全国の官衙と寺院にまで広げようとするものである。

ただし、地方官衙や寺院は宮殿とは比較に

ならないほど遺跡数が多く、すべてにわたって詳細な分析・検討を加えるのは困難である。そのため、官衙に関しては、五畿七道の主要な旧国ごとに、国衙・郡衙・駅家など性格の違いに着目しつつ、適切な対象を選択して分析を加え、それぞれの特質と時代による変化を探ることを企図した。また、寺院も国分寺・国分尼寺をはじめとする官立の寺院と氏族寺院に大別したうえで、両者の間に占地面积の違いがあるのか、時代による差が存在するのかを把握することをめざした。

このほか、平成 16～19 年度の研究の延長線上に位置する研究として、飛鳥の諸宮の空間構成を、寺院や道路との関係という観点から再検討することを図った。また、都城についても、とくに官道や古墳との位置関係を含めた占地のありかたと条坊施工の実態を詳細に検討することで、造営の基準と施工の実態をより詳細に解明することをめざした。

3. 研究の方法

(1) 官衙と寺院ごとに、たとえば官衙では中央と地方、国衙と郡衙、寺院では中央と地方、官寺と私寺など、おのおのの中の性格の違いを考慮しながら、地形や当時の交通路(陸路・水路)、施設相互の関係といった占地に関するデータを収集・整理した。そして、そこに共通性や独自の要素が認められるのか、それが時代や地域ごとにどう変化していくのかを検討した。

これには、1/1000 地形図など、できるかぎり大縮尺の地形図を使用することを原則としたが、該当するものがない場合は、縮尺レベル 2500 以上の基盤地図情報や各市町村発行の 1/2500 都市計画図、数値地図 5m メッシュなどを活用した。また、机上で検討した状況との間に齟齬がないかを検証し、データを補足するために、現地に赴いての踏査と記録作成をおこなった。

(2) 中央官衙である宮殿や都城については、発掘調査が進展している飛鳥諸宮のデータを追加収集するとともに、平成 16～19 年度の研究では検討から除外していた藤原京以後の都城を対象に、占地や条坊に関するデータを収集して、それぞれの特質を整理した。具体的には、水系上の位置、標高および周囲との比高、丘陵や平地などの地形状況、主要道路および前代の宮殿所在地からの方向と距離、古墳との位置関係などを整理し、律令体制成立期～完成期の都城が備えていた、それ以前の時期の宮殿とは異なる立地上の特質や共通点の解明をめざした。また、条坊データの統計的分析をおこない、都城ごとの造営の精度を検討した。

(3) 地方官衙については、畿内および東海道・東山道・北陸道・山陽道・山陰道・南海道・西海道諸国の官衙を対象として、占地に関するデータを収集した。同様に、水系上の位置、標高および周囲との比高、丘陵や平地などの地形状況、主要道路および同時代のほ

かの官衙や寺院からの方向と距離などを整理し、官衙の性格の違いによる占地の差や、寺院とは異なる官衙としての立地上の特性の有無を考える手がかりとした。

(4) 寺院については、畿内および東海道・東山道・北陸道・山陽道・山陰道・南海道・西海道諸国の官立寺院と氏族寺院を対象に、同様な方法で占地に関するデータを収集・整理し、寺院の性格の違いによる占地の差や、時代による変化を探る指標とした。

(5) 以上の作業にもとづき、全国の官衙や寺院が、おのおのの中の性格の違いも含めて、占地上どのような特徴をもち、固有の立地的特性を有するのか、あるいは通有の特徴を抽出することができるのかを検討した。ただし、畿内以外の諸国については、おもに資料数の問題から、官衙と寺院ならびに遺跡の性格に応じて代表的な事例を取り上げ、個別に詳細な分析をおこなった。

(6) 研究の総括として上記の成果を取りまとめ、古代律令国家における寺院や官衙が、宮殿や都城を含めて、占地の面でいかなる特質を有し、どのように変化していったのかを検討した。そして、これらの施設が律令支配体制の一つの表徴として果たした政治的な役割を考察した。

4. 研究成果

(1) 7世紀の飛鳥諸宮は、高燥かつ一帯では最大の平坦面である低位段丘面を占有し、この周囲には、それを支える各種の施設が存在した。宮を中心にこれらが結びつくことで、一帯には前代までとは異なる都市的景観が生まれ、総体としての宮都空間が形成される。宮の北方には、飛鳥寺（僧寺）が最初の本格的伽藍として威容を誇り、その北西には、豊浦寺（尼寺）が造営された。また、西方には、百濟大寺につぐ第二の官寺として川原寺（弘福寺、僧寺）が建てられ、南には対をなす橘寺（菩提寺、尼寺）が建設された。

このように、川原寺と橘寺が南北に並置されることで、宮へいたる西からのルートは入口を扼される。一方、北からのルートも飛鳥寺と槻の広場でほぼふさがれ、豊浦寺がその近傍に位置した。都の中枢部への入口をおさえるように寺院が占地し、かつ僧寺と尼寺が並びた様相を呈していたことになる。

これには、一種のシンボリックな機能とともに、有事のさいの防御拠点としての役割が想定される。都の中枢部へいたるルートはこうした施設で固められており、それは程度の差はあれ、周辺部でも同様であった。一帯には、多数の氏族寺院が存在したが、その大半は当時の主要道路と密接に結びつくかたちで立地していたのである。当時の寺院が果たした機能の一端が示されている。

(2) 古代の奈良盆地には、上ツ道、中ツ道、下ツ道という南北道路と、横大路という東西道路が存在した。いずれも、真北や真東西にほぼ合致する正方位の直線道路であり、計画

的に設定した官道である。また、飛鳥と斑鳩を結ぶ筋違道（太子道）や、海石榴市（つばいち）と王寺付近を結ぶ保津・阪手道などの斜行道路も設けられていた。

これらの整備時期は、613年に「難波より京に至るまでに大道（おおち）を置く」とあるのが指標となり、その後も653年に「処女の大道を修治（おさ）む」と見える。前者は隋との国交が開始されて隋使や新羅使などが小墾田宮を訪れた時期にあたり、後者も百濟使と新羅使の入朝に対する記事としてあらわれる。外交使節の来朝を契機として、官道の整備や改修が進められた状況がうかがえる。

なお、後者の「大道」を上記の正方位直線道路の敷設を示すものとし、前者の「大道」を筋違道とそれにつながる道路にあてる説があるが、難波に都がおかれた653年の段階で、都と直結しない奈良盆地内の道路を整備する理由は乏しい。発掘調査でも、下ツ道や上ツ道の延長である阿倍山田道は7世紀初め頃には存在したことが確認でき、612年には「軽の街（ちまた）」も見えるので、この時点で正方位の直線道路が成立していたのは間違いないだろう。よって、613年の「大道」が横大路に接続する道路であったのは確実とみてよく、従来の穴虫峠越えに代えて、竹内峠を越えるルートを整備したものと推定される。

こうした直線的官道は、人々が行き交い、物資を輸送するという機能に加えて、外交使節に対する視覚的効果や、兵力の迅速な移動という点でも大きな意味をもっていた。事実、672年の壬申の乱では、これらの道路が重要な役割を果たすことになる。また、都の中枢部やその周辺でも、断片的ながら道路遺構が検出されている。都が機能するためには、各種の施設を連結し、官道と結ぶ道路の存在が不可欠であり、それらは、丘陵など地形に左右される面はあるものの、基本的には直線を意識して設定されたと考えられる。

なお、7世紀代の飛鳥に、条里や条坊に先行する方格地割の存在を想定した説があり、近年もあらためてそれを認めようとする見解が提示されている。しかし、いずれも立論の根拠に疑問が多く、地割の施工を示す実証も欠く。何よりも問題なのは、施工理由の欠如である。多大な労力を費やして広範囲に地割を設定するには、それなりの理由があったはずであり、条里の場合は口分田、条坊の場合は宅地という一定の面積の土地を効率的に班給する必要性から、方格地割が設けられた。7世紀代の飛鳥に、これとは別の方格地割を施工する理由は見出せず、遺構や遺存地割のうえでもその痕跡は認めがたい。

(3) 藤原京や平城京といった律令体制成立期～完成期の都城は、上記の既設の官道を基準に造営されている。それらの道路のデータと都城の条坊データを比較検討すると、藤原京は下ツ道と中ツ道、横大路の3本の直線道路を基準に設定されたと判断できる。これに対し、平城京は下ツ道を唯一の基準として造営

され、京内を通過していた中ツ道は基準としての役割は果たさなかった。

一方、古墳の占地との関係では、藤原京中軸線と後・終末期古墳の関係について、従来の学説を一部修正する成果が得られた。

藤原京の中軸線は、発掘データの回帰分析により、真北から約44分10秒（方眼北からは約37分40秒）西偏する、ほぼ安定した方位を示す。天武持統陵（檜隈大内陵）と菖蒲池古墳はこの延長線上に位置しており、すでに指摘があるように、少なくとも天武持統陵の位置は意図的に定められたと判断してよい。しかし、横大路から9里（大極殿南門心からは7里、1里は約530m）の位置に造営されたとする見解は疑問であり、発掘データから算出した数値とも整合しない。天武持統陵の位置は、藤原京中軸線の延長線上で、欽明陵（檜隈坂合陵＝梅山古墳）東方の独立丘陵頂部に定めたとみるのが妥当である。

また、これ以外にも、中尾山古墳や高松塚古墳、キトラ古墳がこの中軸線の南への延長線上に近い位置を占めるとされてきたが、実際にはいずれも西方へ大きくずれた位置にあり、藤原京中軸線を意識した設定とは認めがたい。むしろ、地形との関係が優先された状況がうかがえる。

なお、上記の古墳と異なって、天智陵は藤原宮大極殿南門心から北へ約55kmの位置にあるが、両者の経度差はわずか1秒半程度で、相互の距離を考えれば、天智陵は藤原宮大極殿や大極殿南門のほとんど真北に位置するといつてよい。しかし、基準となる地点から遠く離れた場所で、同じ経度となる点を定めたり、2点間の経度差を求めたりするのは、正確な時計のない時代には不可能であって、これをそうした方法で定めたものとみることができない。一方、藤原京から北方へ直線を延ばしていくことは理論的には可能だが、藤原京の中軸線やその基準となった下ツ道は真北から西偏するため、いずれを延長した場合も天智陵から西へ大きくずれてしまう。したがって、天智陵が藤原宮のほぼ真北に位置するのは偶然とみるほかはなく、その位置は藤原京とは無関係に決定されたと判断できる。これは、天智陵の造営時期を藤原京以後に下らせる説の根拠を否定するものといえる。

(4) 全国の国府で、発掘調査により政庁など中枢施設が確認されているのは20例程度に過ぎない。しかし、史料の記載や遺存地名から所在地が推定できる国府を加えれば、その立地環境を分析するのは十分に可能である。

国府の立地について確実にいえるのは、原則として陸上交通路、すなわち古代の官道である駅路およびその支路に近接した位置に置かれていることである。国府は律令政府による地方支配の拠点であり、駅路は都と地方を連絡するためのものである以上、これはある意味で当然ともいえる。

都との連絡については、海に面した国であれば海上交通も考えられるが、こと国府の立

地に関しては陸上交通路がより重視されたとみてよい。一例として、当時の最重要路であった山陽道諸国の国府の立地を挙げると、まず播磨・備後・安芸・周防・長門は山陽道に面していたと推定される。そして、備前・備後は、山陽道に直接面してはいないものの、近接した位置にある。また、播磨・備前・備中・備後国府は海浜からやや離れている。

ほかの諸道の国府の立地も同様であり、海に面した国であっても国府は必ずしも海浜に立地せず、駅路沿いに置かれたことが知られる。これは、海上交通が天候に影響されやすいため、緊急時の情報の伝達などは、現実性の高い陸上交通によらねばならなかったからであろう。もちろん、国府から河川を通じて海上交通につながっていたことも充分考えられるが、国府の立地条件として海上交通は第一義的なものではなかったと推定される。

当時、公的な往来に陸上交通路が重視されたことは、国分寺や国分尼寺の立地からもうかがうことができる。これまでに確認ないし推定されている国分寺と国分尼寺の位置は、ほぼ例外なく駅路に沿っている。山陽道でいえば、備前・備中のように国府が駅路からやや離れている国でも、国分寺・国分尼寺は駅路に近接する。

国分寺や国分尼寺は、在来の寺院をあてる場合も少なくなかったと推定されるが、山陽道の播磨・備前・備中・備後では、駅路沿いに多くの古代寺院が分布している（安芸・周防・長門は古代寺院が僅少であり、有力な地方勢力が少なかったことがうかがえる）。主要な交通路であった駅路は地方勢力の拠点を通る場合が多く、それら地方勢力が駅路沿いに寺院を建立したためであろう。そして、その中の適当なものが国分寺・国分尼寺に選定されたと考えられる。

以上のように、国府と国分寺・国分尼寺、および古代寺院の立地は、当時の陸上交通路と密接に関わっていた。これらは、律令政府による地方支配が計画的かつ体系的におこなわれたことを示している。畿内および近国の国府が、当該国の支配よりも都の防衛を重視した位置に置かれているのも、そうした点に関係するものとみられる。

従来の古代官衙の研究は、ともすれば官衙を個別に取り上げ、その構造を解明することに偏る傾向があった。しかし、国府が律令政府の地方支配拠点である以上、近年急速に進展をみている古代官道の調査・研究の成果を踏まえた総合的把握が不可欠となる。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 3 件)

小澤 毅、日本初の計画都市、藤原京の全貌が見えた！、新発見！日本の歴史（週刊朝日百科）査読無、第 10 号、2013、

pp. 16 - 18

小澤 毅、飛鳥発掘四十年をふり返る、季刊明日香風、査読無、第 116 号、2010、pp. 4 - 9

小澤 毅、入倉 徳裕、藤原京中軸線と古墳の占地、季刊明日香風、査読無、第 111 号、2009、pp. 29 - 34

〔学会発表〕(計 11 件)

小澤 毅、大極殿の移築はどのようにしてわかったのか、放送大学奈良学習センター公開シンポジウム、2013.11.17、奈良女子大学

小澤 毅、大和の古道と都城造営、第 230 回あすか塾、2013.8.24、飛鳥保存財団研修宿泊所祝戸荘

小澤 毅、平田政彦、甲斐弓子、若草伽藍について、第 63 回法隆寺夏季大学、2013.7.26、法隆寺聖徳会館

小澤 毅、飛鳥から藤原京そして平城京へ、奈良文化財研究所創立 60 周年記念 日中韓国際講演会、2012.10.20、なら 100 年会館

小澤 毅、平城京と興福寺の発掘、定林寺復元国際学術シンポジウム、2012.6.12、韓国・扶余郡文化財保存センター

小澤 毅、古代の測量と都づくり、周防国府跡発掘調査 50 周年記念講演会、2012.3.7、防府市文化財郷土資料館

小澤 毅、斑鳩の諸宮 飛鳥との関係から考える、斑鳩町「太子の日フォーラム」講演会、2012.2.22、いかるがホール

小澤 毅、古代の測量をめぐって、平城遷都 1300 年記念講演会、2010.12.19、奈良文化財研究所平城宮跡資料館

小澤 毅、平城京の計画と建設、奈良歴史地理の会、2010.5.15、奈良県中小企業会館

小澤 毅、藤原京のかたち、NHK文化センター大阪、2009.5.19、NHK文化センター大阪

〔図書〕(計 7 件)

小澤 毅 他、岩波書店、岩波講座 第 2 巻 古代 2、2014、141 - 176

小澤 毅 他、奈良文化財研究所、日中韓古代都城文化の潮流 奈文研 60 年 都城の発掘と国際共同研究、2012、9 - 30

小澤 毅 他、奈良文化財研究所、文化財論叢、2012、681 - 704

千田 稔、小澤 毅 他、文英堂、飛鳥の覇者 推古朝と斉明朝の時代 (新・古代史検証 日本国の誕生 4)、2011、215 - 293

小澤 毅 他、奈良文化財研究所、日韓文化財論集、2011、1 - 21

小澤 毅 他、吉川弘文館、飛鳥から平城京へ (古代の都 1)、2010、130 - 159

小澤 毅 他、吉川弘文館、古代国家の形成 (史跡で読む日本の歴史 3)、2010、8

- 65

〔産業財産権〕
出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

小澤 毅 (OZAWA, Tsuyoshi)
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所・埋蔵文化財センター・遺跡・調査技術研究室長
研究者番号：00214130

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

橋本 裕行 (HASHIMOTO, Hiroyuki)
奈良県立橿原考古学研究所・事業計画課・課長
研究者番号：80270776

入倉 徳裕 (IRIKURA, Norihiro)
奈良県立橿原考古学研究所・事業計画課・総括研究員
研究者番号：30203342